

令和8年3月5日

各位

岐阜市信用保証協会

旧常勤役員への損害賠償請求訴訟の提起について

この度、当協会は、旧常勤役員に対する損害賠償請求訴訟を提起いたしました。このような事案が発生したことにつきまして、当協会をご利用いただいている皆様及び関係機関の皆様に、多大なご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

1. 事案の概要

当協会独自の低い保証料率等を定めた保証を実施いたしましたところ、当協会の財務に一定の毀損が生じることとなりました。

そこで、当該保証を設計・実施した経緯につきまして、当協会コンプライアンス委員会及び顧問弁護士、さらに別途複数の第三者の弁護士により構成される委員会において、調査及び検証を実施いたしました。

その結果を踏まえ、当協会は、当該保証の設計及び実施過程において、当該旧常勤役員に、役員としての善管注意義務違反が認められると判断し、旧常勤役員に対する損害賠償請求訴訟を提起することといたしました。

なお、本件については、再発防止策を策定し、主務省並びに所管官庁に報告の上、理事の監視強化を図る等、順次再発防止に取り組んでおります。

2. 当協会をご利用いただいている皆様へ

当該保証の実施により、当協会の財務に一定の毀損が生じることとなりましたが、今後の業務運営に影響を及ぼすものではございません。

従いまして、当協会をご利用いただいている皆様への影響はございませんのでお知らせいたします。

3. その他

本件は、今後、裁判所で審理して頂くこととなりますので、今後の裁判への影響並びに個人のプライバシーや名誉に配慮する必要があることから、本件の内容に関するコメントは控えさせていただきます。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

<本件に関する窓口> 岐阜市信用保証協会 総務企画課  
電話番号 058-267-4553  
受付時間 平日 8:50~17:15